

新型コロナウイルス対策

各種助成金申請についての 無料相談会実施のお知らせ

【完全予約制】

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、兵庫県の「事業の継続を支えるための支援金」の他、国の「持続化給付金」等が支給されることになり、国の「雇用調整助成金」の対象拡大も行われました。

この度、多田行政書士事務所、古池社会保険労務士事務所のご協力を得、淡路市議会議員戸田ゆうじ後援会、多田こうぞう後援会が共同し、下記の日程で、これらの申請に関する**無料相談会を開催**することと致しました。申請にご不安のある事業者の方はぜひご相談下さい。

この他、事業者の方にかぎらず、個人向け「生活を支えるための支援」のご案内もさせていただきます。

なお、感染拡大防止のために「完全予約制」と致しますので、ご了承下さい。

実施月日 令和2年6月5日（金）～6月6日（土）

開設時間 13時～17時

対象 淡路市内に店舗、事務所を構える中小企業、個人事業者の皆さん
淡路市内在住の「生活を支えるための支援」（裏面参照）が必要な方

相談員 行政書士 多田行政書士事務所
社会保険労務士 古池社会保険労務士事務所
市議会議員 戸田雄士
市議会議員 多田耕造（行政書士）

実施会場 しづのおだまき館 淡路市志筑 3117-1 tel 0799-62-0157

予約方法 下記の電話番号にご連絡下さい。

TEL : 080-8505-6448

予約受付時間 : 9時～16時30分

主催 : 戸田ゆうじ後援会 ・ 多田こうぞう後援会

【お問合せ】 : 戸田ゆうじ後援会 事務局

TEL : 080-8505-6448

生活を支えるための支援のご案内

*令和2年5月1日時点

厚生労働省リーフレットより、個人向けの支援を抜粋

生活費・事業資金について

緊急小口資金・総合支援資金（生活費）

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活資金でお悩みの方に対し、必要な生活費用等の貸付を実施します。

社会保険料等の猶予（事業者、個人）

生活に不安を感じておられる方々への緊急対応策の一つとして、社会保険料の他、国税や公共料金等の支払・納付猶予等が認められる場合があります。

住居確保給付金（家賃）

休業等に伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方々に対しても、一定期間家賃相当額を支給できるよう拡充します。

生活困窮者自立相談支援事業

様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、1人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を実施しております。

新型コロナウイルス感染症により仕事を休むとき

傷病手当金

健康保険等の被保険者が病気やケガの療養のために仕事を休んだ場合、休業4日目以降の所得保障を行います。

休業手当

会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、会社は休業期間中に休業手当（平均賃金の6割以上）を支払う必要があります。

小学校等の臨時休業等に伴い子供の世話が必要なとき

小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

小学校の臨時休業に伴い、その小学校等に通う子供の世話が必要な「委託を受けて個人で仕事をする方（保護者）」に対し、就業できなかった日について支援します。

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

新型コロナウイルス感染症によって、小学校等の臨時休業になった場合に、保護者が仕事を休んだり放課後児童クラブ等も利用できず、ベビーシッターを利用した場合の利用料金を補助するものです。個人で就業されている方も利用可能です。

【お問合せ】：戸田ゆうじ後援会 事務局 TEL：080-8505-6448